附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

最高裁判所

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和二十九年最高裁判所規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「高等裁判所及び」の下に「最高裁判所の指定する」を加え、「家庭裁判所に首席書記官を」を「地方裁判所及びその他の家庭裁判所に首席書記官をそれぞれ」に改め、同条第四項中「高等裁判所及び」を「高等裁判所並びに第一項の規定による指定を受けた」に、「つかさどる」を「つかさどり、その他の地方裁判所の首席書記官は、当該地方裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる」に改める。

第四条第一項中「及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は」を「、家庭裁判所及び簡易裁判所に最高裁判所の定める員数の」に改め、同条第三項中「第一項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の」を削り、「簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官に」を「家庭裁判所及び簡易裁判所の次席書記官に」に改め、「民事の首席書記官又は刑事の」を削り、同条第四項を削る。

第四条の二第三項中「当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官

二　当該裁判所の指定する部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官

第六条第一項中「高等裁判所及び」の下に「最高裁判所の指定する」を加え、「家庭裁判所に訟廷管理官を」を「地方裁判所及びその他の家庭裁判所に訟廷管理官をそれぞれ」に改める。

第六条の二第三項中「刑事の首席書記官」を「首席書記官（民事の首席書記官を除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（裁判部企画官）

第六条の三　最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所に最高裁判所の定める員数の裁判部企画官を置く。

2　裁判部企画官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の裁判部企画官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の裁判部企画官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3　裁判部企画官は、当該裁判所の首席書記官の命を受けて、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（家庭裁判所の裁判部企画官にあっては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務の企画及び立案に参画する。

第八条中「裁判員調整官」の下に「、裁判部企画官」を加える。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

○最高裁判所規則第六号

最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

最高裁判所

最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則

最高裁判所事務総局規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の二の二　最高裁判所事務総局にデジタル審議官を置き、裁判所事務官をもつて充てる。

2　デジタル審議官は、上司の命を受けて、事務総局の事務のうちデジタル化の推進、情報セキュリティの確保、情報システムの整備及び管理並びに統計情報に関する重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　最高裁判所事務総局に局又は課の所掌に属しない事務を所掌する職で課長に準ずるものを置くことができる。

2　前項の職は、裁判所事務官をもつて充てる。

第六条の二第三項中「参事官」を「局又は課に置かれた参事官」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　デジタル審議官の下に、参事官（第五項において「デジタル審議官付参事官」という。）を置くことができる。

5　デジタル審議官付参事官は、上司の命を受けて、デジタル審議官の職務のうち重要な事項の企画及び立案に参画する。

第七条第二項中「及び課付」を「、課付及びデジタル審議官付」に、「以て」を「もつて」に改め、「これに」及び「、上司の命を受けて、その局又は課の事務を掌」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　デジタル審議官の下に、デジタル審議官付を置くことができる。

第七条に次の二項を加える。

4　局付及び課付は、上司の命を受けて、その局又は課の事務をつかさどる。

5　デジタル審議官付は、上司の命を受けて、デジタル審議官の職務を助ける。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

○最高裁判所規則第七号

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

最高裁判所

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

「甲府」を「水戸、甲府」に改め、「福井」の下に「、金沢」を、「富山」の下に「、岡山」を、「松江」の下に「、福岡」を加える。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

○最高裁判所規則第八号

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

最高裁判所

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則の一部を改正する規則

（裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則の一部改正）

第一条　裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「訟廷管理官又は」を「訟廷管理官」に改め、「裁判員調整官」の下に「又は当該高等裁判所の管内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の裁判部企画官」を加え、同条第四号中「課長補佐又は」を「課長補佐」に、「若しくは企画官」を「又は当該高等裁判所の管内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の企画官」に改める。

第四条中「第二条第八号」の下に「、第九号」を加える。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部改正）

第二条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。